

砂川市規則第 20 号

令和 8 年 3 月 31 日

砂川市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

砂川市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成10年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中エを削り、同号オを同号エとし、同号カ中「砂川市立学校施設使用条例（平成16年条例第14号）」を「砂川市立義務教育学校施設使用条例（令和7年条例第22号）及び砂川市旧学校施設使用条例（令和7年条例第23号）」に改め、同号カを同号オとする。

第4条第4項中「前条第1号及び第3号から第5号」を「前条第1号及び第3号から第5号まで」に改める。

別表を次のように改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助執行者区分			課長	部長
補助執行事務区分				
1 支出 負担 行為 の 承認	報酬		○	
	職員手当（議員に関するもの）		○	
	共済費		○	
	報償費		規則等で基準を定めているもの	左記以外のもの
	旅費	普通旅費	課長補佐以下（研修及び国外出張を除く。）	課長（研修及び国外出張を除く。）
		費用弁償	会議並びにパートタイム会計年度任用職員の旅行及び通勤に係るもの ※ 監査事務局長にあつては旅行（非常勤の特別職）を含む。	旅行（非常勤の特別職）
	消耗品費		50万円未満	50万円以上150万円未満
	印刷製本費		50万円未満	50万円以上150万円未満
	燃料費		○	
	食糧費		配当予算（1万円未満）	配当予算（1万円以上3万円未満）
	光熱水費		○	
	修繕料		100万円未満	100万円以上700万円未満
	賄材料費		○	
	飼料費		○	
	医薬材料費		○	
	用品の払出し		○	
	役務費		○	
	委託料	経常費	100万円未満	100万円以上700万円未満
		経常費以外	20万円未満	20万円以上700万円未満
	使用料及び賃借料		80万円未満	80万円以上500万円未満
	工事請負費		200万円未満	200万円以上700万円未満
	原材料費		○	
	備品購入費		150万円未満	150万円以上300万円未満
	負担金		会議出席負担金、団体負担金（既定のもの）	左記以外のもの
	補助金及び交付金			既定のもの

	扶助費	既定のもの	左記以外のもの
	償還金	○	
	公課費	○	
2	過誤納還付金の還付命令	○	
3	税外収入の賦課	随時収入	当初税外収入（2,000万円未満）
4	歳入歳出外に属する現金の収入及び支出命令	○	
5	歳入の調定、支出命令及び戻入命令	○	

注 1 部長とは、教育次長、選挙管理委員会事務局長及び農業委員会事務局長をいう。

2 課長とは、学務課長、教育支援センター所長、学校再編課長、社会教育課長、スポーツ振興課長、公民館長、図書館長、学校給食センター所長、選挙管理委員会事務局次長、監査事務局長及び農業委員会事務局次長をいう。

3 課長補佐とは、課長補佐、参事、主幹及び技術長をいう。